伊勢原市ごみ及び資源収集施設の使用及び設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例 等施行規則(平成7年伊勢原市規則第6号)第22条第2項の規定及び伊勢原市地域 まちづくり推進条例施行規則(平成24年伊勢原市規則第23号)第70条第4号の 規定に基づき、ごみ及び資源収集施設(以下「収集施設」という。)の使用及び設置に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の責務)

- 第2条 収集施設を使用する者は、当該収集施設の清潔の保持に努めなければならない。
- 2 共同住宅等の所有者、管理会社及び管理に関わる者は、当該共同住宅の収集施設の 清潔保持のため、居住者等に対してごみ及び資源収集日、分別内容その他必要な情報 の提供に努めなければならない。

(設置者の責務)

第3条 収集施設の設置を計画している事業者(以下「設置者」という。)は、当該計画の概要及び設置を予定している収集施設の位置等について、事前に近隣住民等に十分に説明し、理解を得るように努めなければならない。

(設置者の事前協議)

第4条 設置者は、収集施設の設置に当たっては、位置、面積、構造等について市長と 事前に協議を行うものとする。

(設置基準)

- 第5条 収集施設の設置規模は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 一戸建て住宅の建設を目的とする開発事業については、次のとおりとする。

| 一戸建て住宅の計画戸数 | 必要有効面積 | | |
|-------------|---------------------|--|--|
| 5 戸以下 | 1. 5平方メートル (最低設置面積) | | |
| 6 戸以上 | 0.3平方メートル×戸数 | | |
| PIT- I-A | | | |

|備考

- 1 一戸建て住宅の計画戸数が5戸以下の場合で、地元自治会から既設収集施設の利用に関して承諾を得られた場合は、設置しないことができるものとする。
- 2 前項の承諾については、別記様式により市長に届け出なければならない。
- (2) 共同住宅の建設を目的とする開発事業については、次のとおりとする。

| 共同住宅の計画戸数 | 必要有効面積 |
|-----------|--------------------|
| 5 戸以下 | 1. 5平方メートル(最低設置面積) |
| 6 戸以上 | 0. 3平方メートル×戸数 |

備考 単身者向け共同住宅については、設置面積を最大2割まで軽減することができるものとする。ただし、軽減後の面積は、最低設置面積を上回らなければならない。

- 2 収集施設は、次の条件を満たす位置に設置しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (1) 持ち出しや収集活動の安全が確保できること。
 - (2) 収集車両が横付け又は後付けをすることができること。
 - (3) 収集車両が容易にUターンできること。
 - (4) 前面道路と収集施設との高低差が少ないこと。
 - (5) 前面道路の勾配が小さいこと。
 - (6) 道路の交差点又はカーブの付近でないこと。
- 3 収集施設は、次の基準によるものとし、別図を標準とする。ただし、地形等により 基準に適合する収集施設を設置することが困難な場合は、別途市長と協議を行うものと する。
 - (1) ブロック5段積で3方向を囲い、3方向の面取り処理をすること。
 - (2) 道路に1.5メートル以上接した位置に設置し、間口より奥行きが短い形とすること。
 - (3) 底盤は、コンクリート金ごて仕上げとし、水勾配を2パーセント設けること。
 - (4) 雨水、汚水がたまらない構造とすること。
 - (5) 棚を付けた2段積みの構造としないこと。
 - (6) 必要に応じて、飛散防止ネットなどを設置すること。
 - (7) 収集施設内に電柱や排水ます等は設置しないこと。
 - (8) 専用用地を設けた上で収集施設を設置し、市に管理引継等を行う場合は、事前に市長と協議の上、市が指定する境界 鋲等を設置しなければならない。

(その他の基準)

- 第6条 一戸建て住宅地に新たに収集施設を設置しようとする場合は、利用者相互の話 合いにより、使用者が居住している区域内に設置しなければならない。
- 2 一戸建て住宅地において収集施設を交代制で設置する場合は、1箇所につき6箇月 以上使用しなければならない。
- 3 収集施設に屋根又は扉を設置する場合の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 屋根は、高さ2メートル以上とし、ひさしの部分が前面に出ない構造とすること。
 - (2) 扉は、間口1.5メートル以上で、横スライド式の構造を基本とし、収集に支障がない構造とすること。
 - (3) 屋根及び扉をつけた小屋状の構造で、かつ、構造物内に収集車両が入って作業を行う場合は、排気ガス及び粉塵等がこもらないよう、十分な換気設備を設けるとともに、照明設備を設けること。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。
 - (伊勢原市ごみ及び資源収集施設の使用及び設置に関する基準の廃止)
- 2 伊勢原市ごみ及び資源収集施設の使用及び設置に関する基準(平成22年伊勢原市 告示第38号は、廃止する。

附則

この基準は、公表の日から施行する。

承 諾 書

年 月 日

私は、伊勢原市

番地において宅地造成

をするに当たり、宅地造成後に入居した方が、ごみ及び資源を次の収集施設に 排出する計画を立てています。このことについて同意願いたい。

| 1 | 燃やすごみ | 排出先 | 伊勢原市 | 番地 |
|---|------------|-----|------|----|
| 2 | 不燃物 | IJ | IJ | IJ |
| 3 | 資源物 | IJ | IJ | IJ |
| 4 | 容器包装プラスチック | IJ | IJ | IJ |

申 請 者 住 所 氏 名

上記の件について承諾します。

年 月 日

自治会名 自治会

自治会長 住 所

氏 名

衛生委員

住 所

氏 名

